

社会を明るくする運動 上島町保護司会

「社会を明るくする運動」上島地区推進委員会が開催されました。

この運動は、「すべての国民が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安心で安全な地域を築こう」とする全国的な運動で、上島町でも始まりました。

今年で65回目になりますが、昨年の6月19日に「上島地区推進委員会」が結成されました。

戦後、民間人の発想から始まった働き掛けが、やがて更正者を支援する法律制定に進み、法務省の主導する呼び掛けに答えて、「社会を明るくする運動」中央推進委員会ができ、都道府県、各市町村に運動が広がり、上島町に拠点ができ、町民の皆さんのお力です。

これまで保護司は地域の機関・団体、有志の方々に支えられ、保護観察業務と犯罪予防活動に取り組んできましたが、町内で6名の保護司では微力すぎて何ほどの効果も上げられません。

家業を続けながらの活動は、ボランティアであっても責任の重い準国家公務員の資格であったり、事件に関わった人との面接の場所も自宅でするので、人間愛と言えば至極当然なことのようにですが、家族の理解も得なければできない活動ですから、とても単独でできる仕事ではありません。

委員長の町長、保護司、主任児童委員、人権擁護委員、伯方警察署各駐在所長、少年警察協働員の代表による構成員となっておりますが、安全で安心な明るい社会づくりは地域の人たちの協力がなくては広がりません。

さる7月28日、毎年行われる今治地区推進委員会主催の中学生弁論大会に、弓削中学校2年生の大出莉央奈さんが「あいさつから明るい社会へ」という演題で参加しました。

あいさつは何気なく交わしていても、相手に元気を与え、人と人をつなげる源になり、特に朝の一声「おはよう」は、一日を気持ち良く過ごしてくださいという思いが込められているということを透き通った声で訴えていました。15学校の代表たちは日頃の感動を熱くどうどうと発表する姿に、聴衆の同級生も大人も引き込まれ、力強い意気込みを感じました。

人は真面目に地道に信念を持って進む力に引かれます。遠回りでもみんな力で合わせるのが、明るい社会への第一歩です。街頭キャンペーン、広報放映、ポスターなどに関心を持ち、それぞれの立場で応援してください。



過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年国民年金保険料」10年の後納制度は9月30日で終了しました。

国民年金保険料後納制度
 国民年金保険料専用ダイヤル
 ☎0570-011-050
 今治年金事務所
 ☎0898-32-6141

年の後納制度は平成27年9月30日をもって終了しました。
国民年金保険料「5年の後納制度」開始
 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申込みが必要です。

県政出前講座について
 県広報広聴課 ☎089-912-2243 URL <http://www.pref.ehime.jp/h12200/demaakoza/index.html>

県では、地域や職場での集會等に、県の職員がお伺いし、県の施策等を説明する「県政出前講座」

コース名	定員	会場	基礎編	応用編①	応用編②
			・婚活応援ガイド ・婚活の仕方 ・自分を磨こう ・原石を探そう	・ビッグデータ ・データ分析情報 ・ワーク (個別相談含む) ・まとめ	〈男女合同開催〉 ・おさらい ・ワーク ・コミュニケーション体験 ・総括
東予女性コース	20人	西条公民館	10/25(日) 10:00～12:00	11/15(日) 10:00～12:00	12/6(日) 10:00～12:00
東予男性コース	20人	西条公民館	10/25(日) 13:00～15:00	11/15(日) 13:00～15:00	
中予女性コース	30人	二番町ホール	10/24(土) 15:00～17:00	11/14(土) 15:00～17:00	12/5(土) 18:00～20:00
中予男性コース	30人	二番町ホール	10/24(土) 18:00～20:00	11/14(土) 18:00～20:00	

婚活大学を開催
 ぐえひめ結婚支援センター(婚活大学宛)
 ☎089-933-5596
 Eメール office@msc-ehime.jp

結婚を希望する方々を対象にコミュニケーションや交際の向上など、成婚のコツを学ぶ「婚活大学」を開催します。参加無料です。

を実施しています。

架空請求は無視しましょう

【消費生活に関する相談窓口】
上島町産業振興課商工観光係 ☎
7512500、愛媛県消費生
活センター ☎089-9251
3700

架空請求とは、手紙やはがき、メールなどで、使った覚えのないアダルトサイトなどの情報料、消費者金融の借金など、何の根拠もないことを理由に「支払いや連絡なき場合は法的措置をとる」などと請求したり、指定した連絡先へ連絡させようとするものです。

中には裁判所などの公的機関名をかたるケースもあります。債権回収業者に似せた名称を用いている架空請求や、給料を差し押さえるという法的措置を取らざるを得ない、あるいは裁判所に申し立てた後に強制執行、身辺調査をすることになる等、裁判手続きをちらつかせる架空請求もあります。

このような身に覚えのない請求については無視するのが一番です。もし連絡してしまった場合でも、その後は無視をしましょう。連絡をしたり、お金を支払ったりすると、さらにトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。

少しでも疑問に思ったり、あるいはトラブルになった場合は、すぐに最寄りの警察もしくは消費生活相談窓口にご相談しましょう。

また、愛媛県のホームページでは、架空請求を行っている事業者名等をお知らせしています。不審なハガキやメールが届いた場合には参考にしてください。

旧町村誌の無償提供

上島町教育委員会（弓削）
☎7712128
各支所教育委員会

上島町では、文化行政振興の一環として、郷土の歴史をより深めていただくため、旧町村誌を無償提供することといたしました。

郷土史に興味があり、大切に利用していただく方々には無償提供いたしますので、左記の要領で申し込みください。

申し込み受付期間：平成27年10月1日～10月30日（勤務時間内）

申込み方法：教育委員会各支所に申込書を置いていただきますので、ご記入の上お申込みください。

※在庫数に限りがありますので、先着順とします。

受取方法：教育委員会各支所での受け取りをお願いします。なお、

見本が教育委員会各支所にありますので、参考としてください。町外在住者については、郵送にて配布いたします。（送料は申込者負担）

上島町文化財講座
（エジル石閃長岩）

上島町教育委員会（弓削）
☎7712128

昨年度から岩城島にある愛媛県指定天然記念物「エジル石閃長岩」の調査・研究を実施されている山口大学大学院理工学研究科の今岡照喜教授をお迎えして上島町文化財講座を開催いたします。

今回の講座ではこれまでの研究成果と今後の展望も織り交ぜて、皆さまに分かりやすくお伝えします。皆さまお誘い合わせの上、ぜひお越しください。

日時：10月24日（土）
13時30分～15時

会場：岩城総合支所2階大ホール
講師：山口大学大学院理工学研究科 今岡照喜教授

入場料：無料
主催：上島町教育委員会

行政相談委員の紹介

上島町各総合支所総務課



八原敬子さん

新たに弓削地区の八原敬子さんが行政相談委員として総務大臣から10月1日付けで、委嘱されます。

行政相談は、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、住民の皆様の行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役場などの間に立ち、公平・中立的立場で相談にのってくれます。

相談は無料で、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。
「上島町の行政相談委員は次の方々です」

八原 敬子（弓削）
村上 政隆（岩城）
村上 貴延（生名）
中村美智子（魚島）

今治海事事務所の移転

今治海事事務所（監理・運航部門） ☎0898-3319001

移転先住所：今治市東門町4-3-16（旧今治市立城東小学校）
移転時期：11月24日（火）

土砂災害防止法に基づく 現地調査に協力をお願いします

図愛媛県東予地方局今治土木事務所河川港湾課（石川、永見）☎0898-23-2500（内線215）、FAX0898-22-6826、調査実施会社（株）瀬戸内（山下、赤尾）☎0897-73-1311、FAX0897-73-1275

愛媛県東予地方局今治土木事務所では、9月中旬から上島町全域において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき設定中の、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内における土地利用状況等の現地調査を実施しています。

現地作業のため皆さまの土地へ立入させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

上島町道構造物点検等業務に係る現地調査協力をお願いします
図上島町弓削総合支所建設課

現在、上島町では、町の管理する主要道路である1級・2級町道において、落下・倒壊による第三者被害を防止する観点から、法面・土木構造物等の健全性をみる調査点検を実施しています。10月1日（10月31日にかけて、現地立ち入り調査を行いますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。
業務請負業者：国際航業（株）

労働保険料第2期分納付

図愛媛労働局労働保険徴収室
（松山市若草町4-3）☎089-93515202

11月2日は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっています。

高齢者のインフル予防接種

図生名保健センター☎74-0911、弓削保健センター☎77-3700、岩城保健センター☎74-0755、魚島保健福祉センター☎74-1120

10月の潮汐表

日	潮	高 潮		低 潮		高 潮		低 潮	
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	大	0:36	383	13:08	405	6:52	17	19:22	61
2(金)	中	1:14	367	13:53	389	7:33	26	20:06	87
3(土)	中	1:55	345	14:43	365	8:15	43	20:54	116
4(日)	中	2:39	319	15:41	338	9:03	66	21:51	144
5(月)	小	3:33	291	16:53	316	10:01	92	23:07	165
6(火)	小	4:47	268	18:19	305	11:16	114	-	-
7(水)	小	6:24	261	19:40	307	0:46	169	12:49	123
8(木)	長	7:51	271	20:41	317	2:12	154	14:12	117
9(金)	若	8:54	290	21:28	326	3:09	133	15:12	106
10(土)	中	9:42	310	22:04	333	3:50	112	15:58	96
11(日)	中	10:21	327	22:35	338	4:24	95	16:36	90
12(月)	中	10:54	341	23:02	339	4:53	81	17:08	88
13(火)	大	11:25	351	23:27	339	5:20	69	17:38	89
14(水)	大	11:55	357	23:52	337	5:45	61	18:06	93
15(木)	大	-	-	12:25	360	6:10	54	18:35	100
16(金)	中	0:19	333	12:57	359	6:37	51	19:05	109
17(土)	中	0:47	326	13:32	353	7:07	53	19:40	120
18(日)	中	1:20	316	14:13	342	7:42	59	20:20	134
19(月)	小	1:58	302	15:03	328	8:24	71	21:10	148
20(火)	小	2:47	286	16:06	314	9:16	87	22:16	158
21(水)	小	3:56	270	17:24	307	10:24	103	23:41	158
22(木)	長	5:30	266	18:43	311	11:50	111	-	-
23(金)	若	7:01	280	19:50	324	1:07	142	13:18	104
24(土)	中	8:13	308	20:45	341	2:14	114	14:29	88
25(日)	中	9:10	340	21:32	356	3:06	82	15:27	70
26(月)	中	10:00	370	22:14	367	3:51	51	16:16	56
27(火)	大	10:46	393	22:54	372	4:33	25	17:01	49
28(水)	大	11:29	406	23:33	370	5:13	7	17:44	51
29(木)	大	-	-	12:13	409	5:52	-2	18:27	60
30(金)	大	0:12	361	12:56	401	6:32	0	19:09	75
31(土)	中	0:51	346	13:41	385	7:12	11	19:53	96

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、（一財）日本水路協会から引用したものです。

定の手続きにより無料で接種できます。

10月は骨髄バンク推進月間

図愛媛県庁薬務衛生課☎089-91212391、日本骨髄バンク☎012004451445（フリーダイヤル）

愛媛県では「骨髄バンク登録窓口」を次のとおり開設していますので、18歳から54歳までの健康な方の登録をお願いします。
今治保健所（月曜日）☎0898-12312500（要予約）

期間…10月15日～12月31日
接種時に65歳以上の人、または接種時に60～64歳で心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫低下の重度障がい（身体障害者手帳1級相当）を有する人へのインフルエンザ予防接種を法定接種としており、一部公費負担で接種を受けることができます。
接種回数…1回／年度
自己負担額…1千円
※今年度中に2回接種を希望する場合、2回目の接種は任意の接種となり、全額自己負担となります。
※ただし、生活保護受給者は、所